

# 第4章

## 支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）……………60
- 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）……………85
- 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）……………90

## 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

## (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

## 【施策番号150】

警察庁においては、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請している。

30年4月現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）のうち1,715市区町村において、総合的対応窓口が設置されている（P164基礎資料5-3参照）。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における施策主管課や総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

## (2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

## 【施策番号151】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請している。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」に、地方公共団体における犯罪被害者支援担当者に対する研修会の実施状況やその内容等を掲載して発信することにより、各地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

## (3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

## 【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成30年4月現在、12都道府県・政令指定都市、65市町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

## コラム10

## ▶ 犯罪被害に遭うということ

～平成29年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の講演より～

## 【犯罪被害者の遺族としての体験】

平成8年3月24日の夜、当時、宮崎県内の大学に通っていた私の息子の道暁は、見知らぬ20歳の男に因縁をつけられた上、いきなり殴られて意識を失い、そのけがが元で3年後に亡くなりました。

事件後の受診時、息子の外傷はほとんどなく、CT検査でも異常がなかったため、医師は警察に「全治2週間」の診断書を提出しました。しかし、意識が戻った時には、球麻痺によって話せなくなり、手足はある程度動くものの、不全麻痺によって物をつかむのも困難となってしまいました。そして、殴られた時の記憶は消えていました。

このような状況について、私は、何も悪いことをしていないのに隠したくなりました。人に本当のことが言えませんでした。「治らなかったらどうしよう。道暁の将来はどうなるのだろう」と同じことが何度も頭に浮かび、夜もほとんど眠れなくなりました。

事件後すぐに、病院や介護手続等の様々な情報が欲しいと思いましたが、どこに相談すればよいか分かりませんでした。

全治2週間と言われたにもかかわらず、息子の容態は少しずつ悪くなっていき、症状が固定しなかったため身体障害者手帳がなかなか交付されませんでした。現在の制度では、身体障害者手帳がなければ、様々な福祉措置を受けることができません。電動車椅子等、今すぐ必要なものがあっても必要な時にサポートされず、身体障害者手帳が交付されるまでは自分で買うしかありませんでした。

近所では人々の好奇の目にさらされました。心配そうに言葉を掛けてくださるのですが、好奇心が見え見えの態度に悩まされました。落ち込んでいたら、また話題になってしまう。私は突っ張って生きるしかありませんでした。そして、交通事故が原因であると嘘をつきました。そうせざるを得ない状況に追い込まれていったのです。

事件以来、加害者に対して恨み言も愚痴も泣き言も一切言わなかった息子が、「死にたい」とワープロに打ったことがありました。私は、外傷というものは少しずつ良くなるものと信じていたので、「21歳の誕生日まで待って。それでも駄目なら一緒に死んでもいい」と答えました。本当にそう思っていたのです。誕生日を1週間ほど過ぎた頃、「いつ一緒に死んでくれるの」と聞かれ、私は、「お母さんはまだあなたと一緒に生きたい」と答えてしまいました。

刑事裁判は屈辱的なものでした。事件は傷害事件として扱われ、略式起訴で裁判は知らない間に終わっていました。判決は罰金30万円。それも、加害者に問い合わせで初めて分かるという始末でした。

民事裁判を起こすために記録を取り寄せてみると、ただ目が合っただけで、息子の顔が気に入らなかったからキレた、そして何もしていない息子の顔を力一杯殴った、というようなことが書かれていました。加害者は病院にはほとんど来ていないのに、週に5日は見舞いに通っているなどと嘘の証言がありました。そして、診断書は「全治2週間」のままでした。私たちが裁判で異議を申し立てる場も与えられず、あまりにも実態とかけ離れた判決が下されており、納得ができませんでした。

息子は、事件から3年後、23歳の誕生日を目前にして亡くなりました。

私は、何の支えもなくなった感じで、このままいなくなってしまいたいと考えていました。



京都府犯罪被害者支援コーディネーター・  
社会福祉士・被害者遺族  
岩城 順子 氏

しかし、家族全員がつらく苦しい気持ちを抱える中、私は、黙って見守ってくれた夫や、気丈に振る舞っていた娘に支えられました。そして、事件前から知り合いだった友人、同じような事件の被害者、それから事件後に出会って私を理解しようとしてくれた人たちに支えられ、私は元気を取り戻してきました。

人間関係で傷ついた心は、人間関係でしか取り戻せないと感じました。

#### 【京都府が行っている犯罪被害者支援の取組】

京都府では、各市町村や民間の犯罪被害者支援団体をはじめとする関係機関・団体等が連携しながら総合的な支援ができるようなネットワークシステムとして、平成20年、「京都府犯罪被害者サポートチーム」を発足させました。警察から1名、コーディネーターが3名（臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士）で構成され、それぞれの専門性をいかし、常にチームとして活動しています。

サポートチームの役割として、被害者からの相談内容に応じた面接や助言、支援機関への付添い等、専門知識をいかしたスムーズな橋渡しをすること、講演活動等を通じて犯罪被害者支援の重要性を訴える啓発活動を行うこと、各市町村の担当者に対する研修を企画・実施すること等が挙げられます。

私たちが最初に取り組んだのは、顔の見える関係づくりです。私たちの方から市町村へ出向き、担当者と直接話をするところから始めました。担当者の中には、「被害者支援は警察中心でやればよいのではないか」と考えている方や、「民間の被害者支援センターがあるのに、どうして行政が取り組むのか」と疑問を抱いている方もいました。また、「被害者に会ったことがない」という声も度々耳にしました。

しかし、事件はごく身近なところで毎日のように起こっています。警察による支援は、飽くまでも緊急的な措置でしかなく、日常生活において起きる様々な困りごとの解決には、府や市町村が運用している制度を利用するしかありません。

京都府では、26年までに、26市町村全ての自治体で犯罪被害者支援に特化した条例が制定されました。まだまだ被害者が直接相談に来る例は少ないのが現状ですが、常に被害者に対応できる準備は整っています。

犯罪被害者支援の本質は、被害者が本来の力を取り戻すために支援することであると思っています。行政の担当者には、今まで市民の困りごと等に対応してきた豊富な経験がありますので、被害者の視点にも目を向けて相談に乗っていただきたいと思います。

被害者や遺族が被害から回復する時、司法や社会が壁になるのではなく、支えるものであってほしいと願っています。

※ 本コラムは、平成29年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議における講演を概要として取りまとめたもの。講演の全文は、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/pdf/work2017/gi1.pdf>)を参照。

#### (4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

##### 【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定及び計画・指針の策

定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を取り上げ、当該条例に基づく主

な支援施策等を紹介しているほか、平成29年3月には、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援に特化した条例集を取りまとめるなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

30年4月現在、62都道府県・政令指定都市、510市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

## コラム11

### ▶ 犯罪被害者等施策に関する条例の制定

#### 【大分県】

大分県では、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減及び生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、大分県犯罪被害者等支援条例を制定した。

同条例は、有識者会議における検討等を経て、平成29年12月に成立し、30年4月から施行された。

同条例の特長の一つとして、「二次的被害」について規定していることが挙げられる。同条例においては、「二次的被害」を「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害」と定義し、県民や事業者の責務として「二次的被害が生じることのないよう十分配慮する」ことを求めるとともに、県民の理解の増進や人材の育成等において、二次的被害の防止等に係る必要な施策を講じる旨を定めている。

また、市町村等との連携・協力について規定していることも同条例の特長であり、大分県では、犯罪行為により死亡又は重傷病という被害を受けた犯罪被害者等に対して市町村が支給する見舞金について、その支給額の半額を補助する施策を実施している。

大分県では、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、同条例をいかし、市町村や関係機関・団体と一体となって、犯罪被害者等の支援に取り組んでいくこととしている。

#### 【名古屋市】

基本法の施行以降、国による犯罪被害者等のための施策は着実に進展しており、名古屋市においても、関係機関等と連携し、一定の支援に取り組んできたが、犯罪被害者等が抱える様々な問題の全てを解決できたわけではなかった。

そこで、名古屋市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて更に一歩踏み出す必要があると考え、市としての明確な方針を定め、犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずるため、名古屋市犯罪被害者等支援条例を制定した。

同条例は、関係機関や有識者等から成る検討懇談会における検討等を経て、30年3月に成立し、同年4月から施行された。

同条例では、基本理念として二次的被害の防止を、市の責務として犯罪被害者等の支援を行う人材の確保及び育成を、それぞれ掲げている。

また、支援金の支給等、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための施策について規定しており、これに基づき、犯罪行為により死亡又は重傷病等の被害（強制性交等罪及び監護者性交等罪の被害を含む。）を受けた犯罪被害者等に対する支援金や、遺族が損害賠償請求権に基づく賠償を受けられない場合の見舞金を同年度から支給することとしている。

また、日常生活支援として、家事・育児等に関する支援や犯罪被害者等の自宅へ食事を配達

する配食サービスを同年7月から開始することとしている。

名古屋市では、同条例によって犯罪被害者等が真に必要なとする施策を実施することで、より一層、犯罪被害者等の心に寄り添い、支え、犯罪被害者等が適切な支援を受けられるよう、取り組んでいくこととしている。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等  
【施策番号154】

警察庁においては、都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に講師等として職員を派遣しているほか、犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業として、平成29年度は、和歌山県、大

分県及び佐賀県において、市町村職員等を対象にした研修会を実施した。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備・配布し、地方公共団体間の情報の共有化を促進している。

コラム12

犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業

警察庁では、基本法及び第3次基本計画に基づき、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備促進を図っているところ、同支援体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、平成29年度から、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」を実施している。

同年度は、滋賀県、京都府、和歌山県、佐賀県、熊本県、大分県及び横浜市において同事業を実施したところ、このうち、滋賀県及び熊本県の事例については、次のとおりである。

【滋賀県】

滋賀県では、29年度に新たに設置した「犯罪被害者等支援コーディネーター」を中心に、市町及び警察をはじめとする関係機関・団体との連携を強化して犯罪被害者等のニーズにあった途切れない支援活動を推進している。

こうした活動をより充実・促進させ、また、関係機関による連携・支援の在り方についての議論を深めるため、警察庁と共に、同年9月には「犯罪被害者等支援関係機関の連携方策に関する検討会」を、同年11月には「犯罪被害者等支援を考えるつどい」を、それぞれ開催した。

「犯罪被害者等支援関係機関の連携方策に関する検討会」では、スーパーバイザーとして大塚淳子氏（帝京平成大学教授）を迎え、各関係機関の役割・専門性の相互理解を深めるとともに、犯罪被害者等と犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした連携方策等について検討を行った。

「犯罪被害者等支援を考えるつどい」では、基調講演、シンポジウム等を行った。基調講演では、近藤さえ子氏（途切れない支援を被害者と考える会代表）から「犯罪被害者がおかれる状況と支援の必要性について」を、大塚淳子氏から「安心できる暮らしの回復をめざして」を、それぞれテーマとする講演が行われた。また、シンポジウムでは、「犯罪被害者等の多様なニーズに応える連携支援について」をテーマに、コーディネーターとして大塚淳子氏、シンポジストとして松村裕美氏（特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター支援局長）、荒川葉子氏（滋賀弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長）、辻本哲士氏（滋賀県犯罪被害者支

援連絡協議会会長）及び近藤さえ子氏を迎え、途切れない支援のために各関係機関がいかに連携していくか等について議論が行われた。



「犯罪被害者等支援を考えるつどい」の様子

### 【熊本県】

犯罪被害に遭った児童やその兄弟姉妹（以下「被害児童等」という。）は、自ら声を上げることが困難であり、周囲の大人の不適切な対応で二次的被害を受けやすいことから、熊本県では、周囲の大人が被害児童等の心理や行動等について理解し、適切な支援を行うことができるようにするため、警察庁と共に、「犯罪被害にあった子供とそのきょうだいの保護者・支援者のためのワークブック作成事業」を実施した。

同事業においては、ワーキンググループ会議を開催し、関係機関の担当者のほか、スーパーバイザーとして大岡由佳氏（武庫川女子大学准教授）、助言を行う当事者として犯罪被害者遺族及び精神科医やスクールカウンセラー等の専門家を迎え、ワークブックの内容や普及方法等について検討を重ね、30年3月、「犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック」（以下「サポートブック」という。）を作成した。

サポートブックには、被害児童等が実際に受けた支援の例をはじめ、犯罪被害に遭った場合の被害児童等のサインや心身の変化、犯罪被害に遭った場合の被害児童等、保護者、学校関係者等へのメッセージ、各支援機関の連絡先等を分かりやすく掲載している。

今後、サポートブックを被害児童等の保護者、支援者等が活用することで、被害児童等のサポートの一助となることを期待している。



犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック

※ おうみ犯罪被害者支援センターは平成30年4月2日から公益社団法人に移行

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号155】

内閣府においては、都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進し、運営の安定化を図るため、平成29年度に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設した（P30【施策番号65】参照）。

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号156】

P29【施策番号59】参照

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号157】

P30【施策番号60】参照

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号158】

文部科学省においては、子供たちが全国どこからでも、いつでも、気軽に悩みを相談できる「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カードやリーフレット等の配布等を通じて、児童生徒や保護者への周知を図っている。

（P26【施策番号55】参照）

(10) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号159】

ア P30【施策番号61】参照

【施策番号160】

イ P30【施策番号62】参照

【施策番号161】

ウ P30【施策番号63】参照

【施策番号162】

エ P30【施策番号64】参照

【施策番号163】

オ P30【施策番号65】参照

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号164】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、民間支援員も参加できる研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P68【施策番号167】参照）。

コラム13

犯罪被害者等支援のためのノート「つむぎ」

犯罪被害者等は、被害を受けた直後から、警察や検察による事情聴取や様々な行政手続に直面し、その都度、繰り返し説明を求められること等が、大きな負担となっている。

こうした負担の軽減を図るため、京都府では、犯罪被害者等の記憶を頭の中で整理して一つにつむぐという意味と、犯罪被害者等と支援者をつむぎ、支援していくという意味を込めて「つむぎ」と名付けられたノートを作成し、平成29年10月から配布している。

**【「つむぎ」の特長】**

「つむぎ」は、京都府警察本部、京田辺市、京丹後市、八幡市、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター及び京都工芸繊維大学の協力を得ながら、見やすく、持ち運びしやすいよう、三分冊の構成とするなど、犯罪被害者等の心情に配慮して作成したものである。

本編は、警察や検察による事情聴取の際に必要な被害に関する情報を記録するとともに、日常生活の困りごと等を書き出してリスト化することができるようにしている。

分冊Ⅰは、日常生活や保険医療・福祉サービスに係る支援等の各種手続をリスト化し、それぞれの窓口の担当者名及び連絡先を書き込むことができるようにしている。

分冊Ⅱは、弁護士、加害者、警察、検察等とのやり取りを記録することができるようにしている。

**【「つむぎ」の活用】**

「つむぎ」は、京都府内の市町村や公益社団法人京都犯罪被害者支援センター等に配布しており、これらの関係機関・団体等では、相談等のために訪れた犯罪被害者等に手交し、個別具体的な事情に応じて、それぞれの犯罪被害者等が必要としている支援を把握した上で、犯罪被害者等と共に利用可能な行政サービスを探し、途切れのない支援へとつなぐことに活用されている。

また、京都府内の市町村の犯罪被害者等支援担当者及びボランティアを対象とした研修会において、「つむぎ」を用いた事例検討を行うなど、その更なる活用を図っている。

「つむぎ」が、これからの犯罪被害者等支援を充実させる一助となることを期待している。



犯罪被害者等支援のためのノート「つむぎ」

**(12) 地方公共団体の取組に対する支援****【施策番号165】**

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質を向上させるとともに、犯罪被害者支援を充実させるため、都道府県、市町村等の関係機関及び民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の職員及び相談員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業」を実施している。

**(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実****【施策番号166】**

警察においては、他の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、これらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるように努めている。また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供することとしている。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

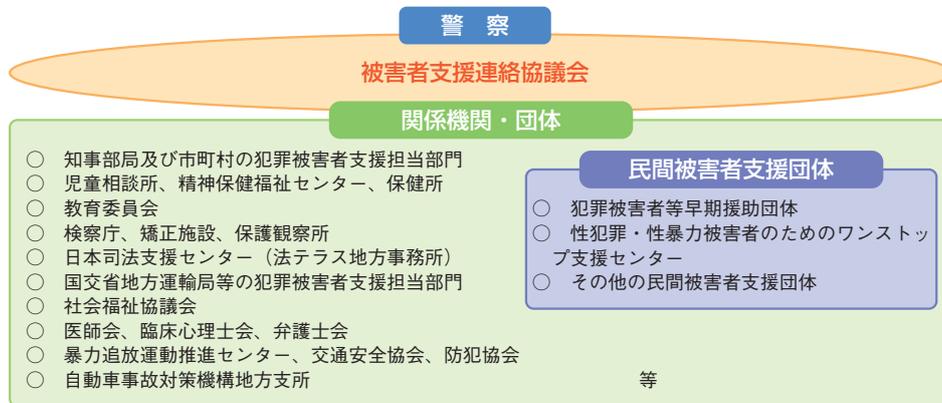
警察においては、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関すること等、極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の相談機関や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立

し、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

平成29年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会と1,132の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等の各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談（P80【施策番号201】及びP81コラム15「性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入」参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者等の住所地や匿名と実名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供

やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立てている（P34【施策番号78】参照）。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対して、「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害の填補を行う制度（政府保障事業）

・ 被害者支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っている。平成29年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は8件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は18件であった。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、28年度中の同センターにおける交通事故相談回数は9,737回であった。

#### 犯罪被害者ホットライン



#### 【施策番号169】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるように努めている。また、執務時間外においても当直勤務中の職員が対応した上で担

当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進している。

#### (16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

##### 【施策番号170】

警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

#### 被害少年からの相談の様子（被害少年は模擬）



また、全都道府県警察に「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による夜間・休日における受付等、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

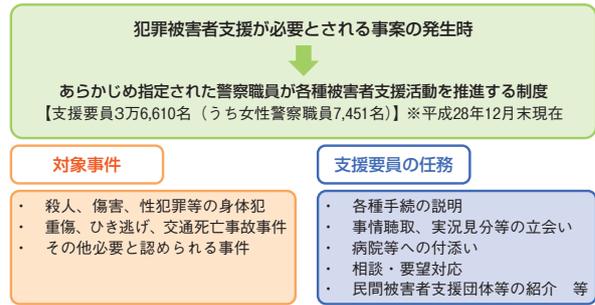
平成29年4月現在、全国193か所に少年サポートセンターが設置されており、このうち72か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

警察庁においては、相談内容に応じた適切な窓口を紹介するリーフレットを作成して都道府県警察や関係府省に配布している。

被害児童向けの相談窓口案内リーフレット



指定被害者支援要員制度



支援要員による病院の付添い（被害者は模擬）



(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号171】

警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のコウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを行ったりする指定被害者支援要員制度を各都道府県警察で運用している。また、指定被害者支援要員に対して、犯罪被害者支援において必要となる知識等についての研修、教育等を実施している。

平成28年末現在、指定被害者支援要員として全国で3万6,610人が配置されている。

- 海上保安庁においては、犯罪被害者等の支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省においては、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対して、各種研修や実務必携の発刊等を通じ、その能力の向上や、交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合の対応についての周知を図っている。

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省においては、平成24年4月、公

共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な関係機関の紹介等を行っている。

29年度においては、公共交通事故発生時には、被害者等からの相談を聞き取って適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援に当たる職員に対する教育訓練の実施、関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。

28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、被害者等を対象とした再発防止に向けた対策の説明及び意見聴取のための会合を開催するとともに、継続的に遺族会との意見交換会を開催するなどの対応を実施した。

## (20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進 【施策番号174】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で行っている婦人相談所等指導者研修等において、配偶者からの暴力の被害を受けた女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施している（P43【施策番号108】参照）。

## (21) ストーカー事案への対策の推進 【施策番号175】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、有識者の検討会を開催し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うための指針の内容等について検討するとともに、これに基づき「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布した。

（P67【施策番号165】参照）

## (22) ストーカー事案への適切な対応

### 【施策番号176】

平成29年中の警察におけるストーカー事案の相談等件数は2万3,079件であった（警察庁ウェブサイト「平成29年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」：[https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H29STDV\\_taioujoukyou\\_shousai.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H29STDV_taioujoukyou_shousai.pdf)）。

ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー規制法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

警察においては、29年6月から全面施行されたストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、改正後のストーカー規制法の規定を積極的に適用し、ストーカー事案に迅速・的確に対処するとともに

に、同年4月、ストーカー総合対策関係省庁会議において「ストーカー総合対策」を改訂し、関係機関と連携した取組を一層推進している。

(2) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号177】

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

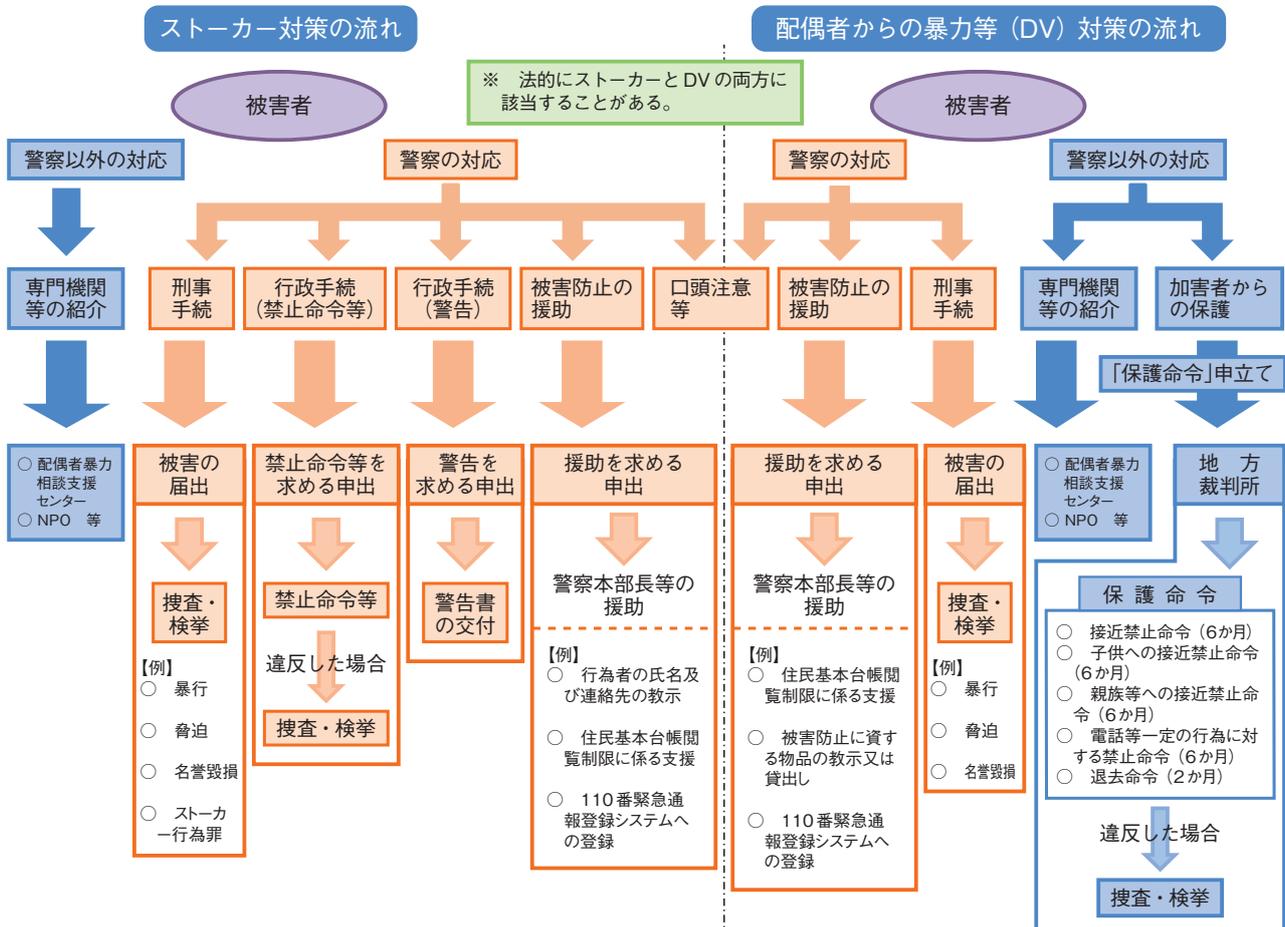
政府においては、平成16年4月から人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を開催するなどして関係機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（同年12月犯罪対策閣僚会議決定）、「人身取引対策行動計画2009」（21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適

切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を決定するとともに、関係閣僚から成る人身取引対策推進会議を随時開催することとした。

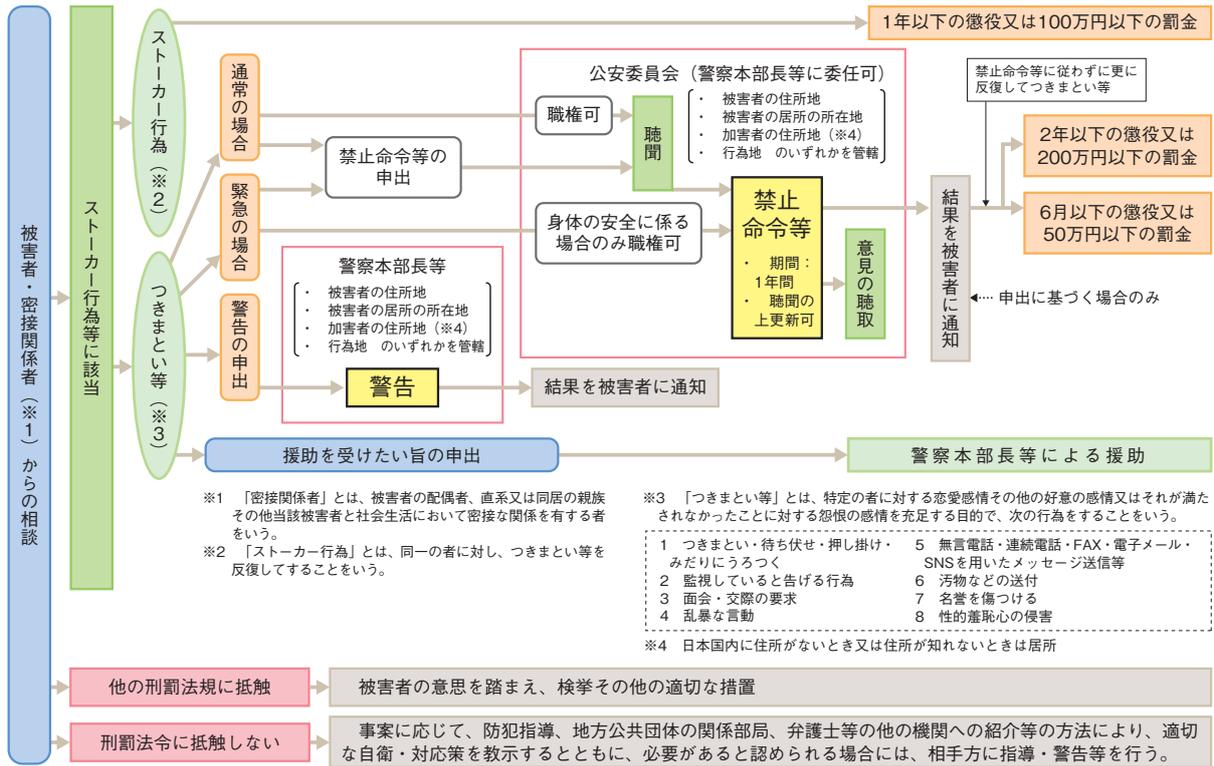
29年5月、人身取引対策推進会議の第3回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、同計画に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて政府広報テレビ番組及びパナー広告により、同年7月30日の「人身取引

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



### ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



「反対世界デー」及び同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、それぞれ我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保

護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

### ストーカー総合対策

## ストーカー総合対策

ストーカー総合対策関係省庁会議  
(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

### I 経緯

○「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)  
・ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

○「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)」(平成28年12月6日成立)  
・規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

### II 概要

#### 1 被害者等からの相談対応の充実

- ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるできるよう、被害者等からの相談窓口の充実
- ◆ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」)に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
- ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進

#### 4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進
- ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進

#### 2 被害者情報の保護の徹底

- ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに係る関係者への周知
- ◆ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
- ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施

#### 5 加害者対策の推進

- ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進
- ◆ 仮釈放者及び保護観察所執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び警察の連携による必要な措置の実施
- ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進
- ◆ 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及び充実

#### 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進
- ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期的避難のための支援措置の実施
- ◆ 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施

#### 6 支援を図るための措置

- ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置

人身取引対策ポスター



提供：内閣府

るほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援の状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設け、被害者支援員等が電話対応をしている。

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

**【施策番号178】**

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

**【施策番号179】**

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援に携わる者を講師として招いてい

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

**【施策番号180】**

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

**【施策番号181】**

法務省においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家

による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするように努めている。

## (28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

### 【施策番号182】

法務省の人権擁護機関においては、調査救済制度周知用リーフレットを作成・配布し、法務省の人権擁護機関が実施する人権相談や調査救済制度の周知に努めている。

また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の封筒兼便箋）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口についても、法務省のウェブサイトや広報資料に掲載するなど、積極的な広報に努め、その周知を図っている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員を対象に、研修を実施し、犯罪被害者等に係るものを含む人権侵害の被害の救済に的確に対応するための体制強化を図っている。

人権擁護委員に対しては、犯罪被害者等に

係るものを含む人権問題全般に適切に対応できるように、適切かつ十分な研修の実施に努めている。

## (29) 犯罪被害者である子供の支援

### 【施策番号183】

法務省の人権擁護機関においては、いじめ・体罰・虐待といった子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携の上、事案に応じた適切な措置を講じている。

## (30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実

### 【施策番号184】

法務省の人権擁護機関においては、法務局に出向くことが困難な高齢者施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談できるように、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなどの連携を行っている。

平成29年9月4日から同月10日にかけて、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の取組として、相談窓口の周知を行うとともに、相談時間を延長して対応を行った。

## (31) 法テラスによる支援の検討

### 【施策番号185】

ア 弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する資力を問わない法律相談援助制度の創設や、代理援助・書類作成援助の対象行為について、民事裁判等手続の準備及び追行のために限定されていたところ、認知機能が十分でな

子どもの人権110番ポスター

提供：法務省

い高齢者・障害者等に対しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行のために拡大することを内容とする綜合法律支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、30年1月から施行された。

**【施策番号186】**

イ ストーカー、配偶者からの暴力等及び児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助制度の創設を内容とする綜合法律支援法の一部を改正する法律が28年5月に成立し、30年1月から施行された。

**(32) 地域包括支援センターによる支援**

**【施策番号187】**

地域包括支援センターにおいては、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援のみでは十分に問題を解決することができない、又は適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市町村、保健所、医療機関等と連携を図りつつ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等に取り組み、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っている。

**(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知**

**【施策番号188】**

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対し、平成30年2月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議において、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

**(34) 学校内における連携及び相談体制の充実**

**【施策番号189】**

ア P26 **【施策番号55】** 参照

**【施策番号190】**

イ 文部科学省においては、学校において虐待を受けた子供の早期発見、早期対応が可能となるよう、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭等の資質向上のための研修等の内容の充実を図っている。

**(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実**

**【施策番号191】**

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っており、また、教職員の体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案も引き続き発生していること等が教育上の大きな課題となっている。これらを踏まえ、文部科学省においては、学校における教育相談体制の充実に取り組むとともに、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる暴力行為やいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点等から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を講じることが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や学校が体罰や体罰を疑われる事案の報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに教育委員会へ報告すること。
- ・ 学校が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ること。

等を示し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力や相談を受け付ける体制の整備を促している。

また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者等に提供している。

### (36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

#### 【施策番号192】

不登校児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が、平成28年12月に成立し、29年2月から全面施行された。

文部科学省においては、同法を踏まえ、同年3月に、学校が不登校児童生徒に対し組織的かつ継続的支援を推進するなどの不登校児童生徒への支援に関する施策を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校児童生徒への支援に際して中核的な機能を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に関する実践研究等を実施した。

### (37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

#### 【施策番号193】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯

罪被害者等の支援を行っている関係機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

#### 【施策番号194】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいては、医療機関等の関係機関と連携しつつ、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施している。

精神保健福祉センターにおいては、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できる体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導等を行っている。

### (38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

#### 【施策番号195】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨している。また、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配布している（P77コラム14「警察職員による被害者支援手記」参照）。

## コラム14

### 警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>参照）。

平成29年度優秀作品の一つを紹介する※。

「一瞬の出来事～私の生きる道」

警察署勤務 警部補 男性

「私たちの今の気持ちは警察官のあなたには分かりません」

これは交通事故で最愛の娘さんを一瞬にして亡くした両親からの言葉であった。

私は平成14年、警察署で交通課主任として勤務していた。

季節は初夏で、帰宅して食事を取っていた時、携帯電話が鳴った。

何気なく悪い予感を受け電話に出ると、警察署の宿直から

「国道で大型トラックと普通乗用車の正面衝突事故が発生し、4人即死の状態です」

と耳を疑うような言葉が飛び込んできた。

私はすぐに現場へ急行したところ、事故関係車両であった普通乗用車は、車名が判別できないくらい大破した状態で止まっており、先着したパトカー乗務員に事故状況を聞いたところ、

普通乗用車がセンターラインを越えて対向車線の大型トラックと正面衝突した。

普通乗用車には若い男女5人が乗車していたが、4人は即死状態、後部座席真ん中の女性は意識があり、病院に搬送した。

というものであった。

助かった女性の証言や現場見分から、事故は、未成年の男女5人がドライブ中、運転者がハンドル操作を誤って左縁石に接触後、対向車線に進出し、折から登坂車線を走行して来た大型トラックにノーブレーキの状態で衝突したものであることが判明した。

この事故の捜査主任官であった私は、亡くなった被害者の遺族から調書を作成することになったが、皆、両親がそろって、生前の息子・娘の手帳、携帯電話等、思い出の品を持って警察署を訪れた。

長女を亡くした両親は、突然の娘の死をまだ受け入れられないのか、私の問いかけにも上の空の状態であったことから、

「大変でしたね、おつらい気持ち分かりますよ」

と言ってしまった。

遺族に対して、軽はずみな同情の言葉は禁句であることは承知しているはずであったが、しかし、そう言わなければ言葉が続かない状況でもあった。

案の定、両親は顔を伏せたまま、

「私たちの今の気持ちは警察官のあなたには分かりません」

とつぶやいた。

あなたには分からない・・・いいえ、私は分かりますよ。

私は50年前、一生忘れることのできない出来事に遭遇した。

当時8歳、小学校2年生の私は、両親と4歳年下の弟の4人家族で暮らしていた。

季節は冬、昭和42年12月、クリスマス前ということで、家族で都市部の繁華街に買物に行くことになっていた。

都市部に行くには汽車に1時間程度乗って行くため、幼い兄弟にとっては正に大旅行、朝からうきうきし、両親より先に外に出て待っていた。

自宅前の道路は非舗装で、交通量も閑散であった。

兄弟の気持ちは高ぶり、鬼ごっこをするかのようにじゃれ合って、弟は塀から路上に飛び出して行った。

弟の姿が視界から消えた瞬間、「ボン」という鈍い音がしたかと思うと、目の前を黒い塊がころころと転がって行くのが見えた。

一瞬の出来事だった。

ただならぬ異音を聞いて飛び出て来た両親は、道路上に転がっている弟のもとに駆け寄り、母は血だらけの弟を抱きかかえた。

父は「救急車、救急車」と絶叫し、騒ぎを聞き付けて外に集まって来た隣人が救急車を手配してくれたようで、やがて救急車が到着し、顔面血だらけでぐったりしたままの弟は母と共に車内に運ばれ、けたたましいサイレンを鳴らして現場を離れた。

夢を見ているようであった。

しかし、何が起こったかは理解していた。

そして、その原因が自分にあると思っていた。

鬼ごっこをして弟が道路に飛び出した。自分がちゃんと手をつないでいたら……。

8時間後、手当てのきもなく弟は力尽きた。

父に促され、処置室のベッドに横たわって眠っている弟と別れの握手をしたが、まだ手にぬくもりが残っていた。

これが自分が体験する身内の初めての死であった。

通夜の時、嘆き悲しむ両親の姿を目の当たりにし、思い余ってつい父に「もう泣くな、僕がいるじゃないか」と言ってしまった。父は「そうじゃな、そうじゃな」と泣きながら私を抱きしめたが、やはり「弟の死は自分の責任」という重い目があった。

しかし、そんな気持ちも同級生からの作文に救われた。

クラスの皆が私に励ましの作文を書いてくれたようで、葬儀後に担任の先生が届けてくれた。

私は嬉しく、一つ一つ同級生の顔を思い浮かべながら読んだ。

割と仲の良かった男の子の作文であったが、子供心に、本当に心に染み入る文章があった。

君が悪いんじゃないんだよ。

事故をした人が絶対悪いんだよ。

早く元気になって笑顔で学校においで。

心の中を見透かされているようであったが、嬉しかった。

救われたような気がした。何回も何回も読み返した。

ほかにも、

離れた場所から弟さんの葬式の様子を見ていて、天国に行きますようにとお祈りをした。という、話もあまりしたことのない女の子の作文もあった。

有り難かった。一人じゃないと思った。

その作文は私にとって、大きな大きな被害者支援となった。

その後、私は警察官になり、そして交通事故を担当する交通警察に30年間携わることになる。

50歳代後半となった今では、昨日の夕食の献立も思い出せない状態であるが、あの時のことは脳裏に刷り込まれ、おそらく死ぬまで忘れることはできないと思う。

自分には分かりますよ、なぜなら……

と、当時の経験談を打ち明けると、沈んでいた両親は顔を上げ、食い入るように私の話に耳を傾け、つらい心情を吐露し、「事故時の真実が知りたい、娘はなぜ死んだのかを教えてほしい」と訴え、お互い涙の取調べになり、終了後、その両親は

「大変お世話になりました。」

と頭を下げて帰って行かれた。

現在、私は犯罪被害者支援という犯罪被害者、遺族の心の支えとなる職に携わっている。

以前、同級生の純粋な気持ちを表した作文に救われたように、今度は私が誰かの支えにならなければいけない。それが、わずか4年しか生きることのできなかつた弟に託された私の人生、生きる道だと思っている。

※ 掲載に当たって一部改稿した。

(39) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号196】

ア 都道府県警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」を、被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続や犯罪被害者等のための制度について情報提供する場合にも広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を警察庁ウェブサイト「警察による犯罪被害者支援」(<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)に掲載し、紹介している。

【施策番号197】

イ P51【施策番号129】参照

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号198】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp>)について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年5月の設立以来、平成30年3月末までに2,035人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約25億4,256万円の奨学金を給与している。また、同基金においては、20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、20年度から29年度にかけて、海外での殺傷事件の被害者等6人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額2,250万円を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P3【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>)で犯罪被害者等支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指定された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供等を行っている。

(41) 刑事の手続等に関する情報提供の充実  
【施策番号199】

ア P50【施策番号128】参照

【施策番号200】

イ P51【施策番号130】参照

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。各都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月に、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103（ハートさん））を導入した（P81コラム15「性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入」参照）。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談概要等を犯罪被害者等早期援助団体<sup>\*</sup>に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受け

<sup>\*</sup> 犯罪被害者支援法第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人

やすくなるように努めている。

## コラム15

### 性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入

第3次基本計画において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

これを踏まえ、警察庁では、平成29年8月から、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号を導入した。

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話については、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたことから、一般的に認知度が高くなく、また、相談者が電話をかける際、個別の電話番号を調べなければならず、利便性が高いとはいえないなどの問題があった。

そこで、シンプルな全国共通電話番号を導入することにより、相談窓口の認知度の向上を図るとともに、相談者が相談窓口にアクセスしやすくするなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境を整えることとしたものである。

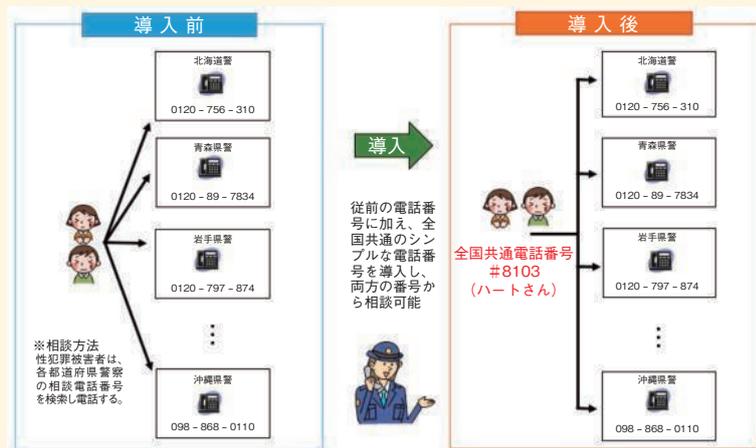
全国共通電話番号は、性犯罪被害に理解の深い関係者等からの意見も踏まえ、「#8103」を採用し、同番号に電話をかけると、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるようになっている。

同番号は、警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハー（8）・ト（10）・さん（3）」と呼んでおり、ポスター等による広報を行っている。

なお、各都道府県警察の個別の性犯罪被害相談電話の番号についても、引き続き利用が可能である。



性犯罪被害相談電話に関する広報ポスター



全国共通電話番号のイメージ

(43) 法テラスによる支援

【施策番号202】

ア P2【施策番号2】参照

【施策番号203】

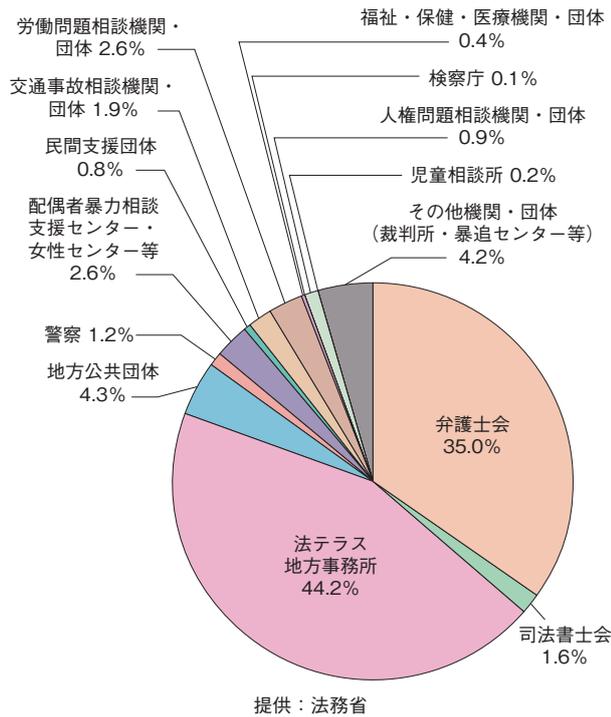
イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められている。このため、これらの関係機関・団体に法テラスについて周知するとともに、各都道府県警察等が事務局となって主催している被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における啓発・広報活動を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関係する機関・団体との連携・協力関係の強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たせるように努めている。

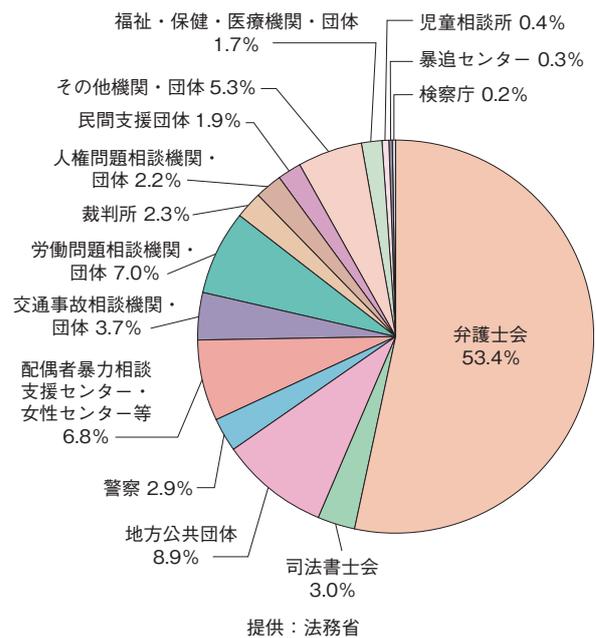
法テラスが運用している犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成29年度中の問合せ件数は1万3,461件であった。主な問合せ内容は、生命・身体犯被害、配偶者からの暴力等、性被害、ストーカー被害等であった。

同年度中の全国の地方事務所における電話及び担当者との面談による犯罪被害者支援に関する情報提供件数は1万2,717件であった。

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成29年度）



地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成29年度）



法テラスによる支援

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	8,541	10,429	10,482	9,780	11,048	11,321	13,137	13,056	12,014	13,461
地方事務所受付件数	11,403	15,616	14,089	13,096	15,582	14,081	12,695	13,380	13,825	12,717

提供：法務省

**【施策番号204】**

ウ 法テラスにおいては、被害を受けた時から  
の時間的経過の長短を問わず、情報提供  
等を通じた支援を行っている。

**【施策番号205】**

エ P50【施策番号127】 参照

**(44) 自助グループの紹介等****【施策番号206】**

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏  
まえつつ、相談や支援等の機会を通じて、又  
は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介  
して、犯罪被害者等に自助グループを紹介し  
ている。

**(45) 犯罪被害者等施策のウェブサイトの  
充実****【施策番号207】**

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関  
する各種情報（関係法令、相談機関、地方公  
共団体における総合的対応窓口等）や犯罪被  
害者白書概要版の英文をウェブサイト（警察  
庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：  
<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>）に  
掲載しており、その内容の充実を  
図っている。

また、SNS（警察庁フェイスブック「犯  
罪被害者等施策」：<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>）を  
活用し、各地にお  
けるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に  
関する情報の発信を行っている。

**犯罪被害者等施策のウェブサイト****(46) 海外における邦人の犯罪被害者等  
に対する情報提供等****【施策番号208】**

在外公館においては、現地警察への犯罪被

害の届出に関する助言や弁護士・通訳者のリ  
スト、医療機関に関する情報提供のほか、本  
人が連絡できない場合の家族との連絡の支援  
や緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に  
関する支援等を行っている。

外務省においては、海外での邦人の犯罪被  
害を未然に防止し、被害に遭った場合の対処  
法について広く周知を図るため、広報冊子  
「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海  
外安全虎の巻」を毎年改訂の上、全国の都道  
府県旅券事務所や旅行会社、学校等に配布す  
るとともに、「海外安全ホームページ」  
([https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/tora\\_2018.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/tora_2018.pdf)) 及び海外安全アプリにも  
掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害  
に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、  
国民が事前にこれらの情報を得る機会が  
増加するよう取り組んでいる。

**海外における安全のための広報冊子**

提供：外務省

平成28年に、在外公館及び公益財団法人日  
本台湾交流協会が取り扱った海外における犯  
罪被害に係る援護件数は4,202件（4,409人）  
であり、このうち最も多いものは「窃盗被  
害」（3,416件、3,576人）となっており、こ  
れに「詐欺被害」（308件、309人）、「強盗被

害」(233件、252人)が続いている。

平成28年に在外公館が取り扱った  
邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺 人	9	9
傷 害・暴 行	85	93
強 姦・強 制 猥 褻	31	32
脅 迫・恐 喝	50	54
強 盗・強 奪	233	252
窃 盗	3,416	3,576
詐 欺	308	309
誘 拐	0	0
テ 口	2	10
そ の 他	68	74
計	4,202	4,409

(注) 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生した全ての事案ではない。

提供：外務省

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対して、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示や国内での支援に関する各種情報の提供、帰国時の空港等における出迎え等の支援活動に努めている。

#### (47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

##### 【施策番号209】

警察庁においては、平成29年度犯罪被害者週間の徳島大会におけるテーマに性暴力被害者支援を取り上げ、被害が潜在化しやすい性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性等について、広く国民に周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めた（犯罪被害者週間については、P100コラム19「犯罪被害者週間」を、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大については、P80【施策番号201】及びP81コラム15「性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号の導入」を、その他相談体制の充実等に関する取組については、P68【施策番号168】

を、それぞれ参照)。

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、同年6月26日から7月2日にかけて、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、相談時間を延長するなどして子供の人権問題に関する相談体制の充実に努めた。

さらに、教師や保護者等身近な者に相談できない子供の悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関と共に連携を図りながら様々な人権問題に対応できるよう、同年10月から11月にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省のウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからの相談をいつでも受け付ける体制を整備するなど、相談体制の強化を図っている。

法務省においては、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等の特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を29年度は11月13日から同月19日にかけて実施し、相談体制の充実に努めている。このほか、高齢者、障害者を対象とした全国一斉「高齢者及び障害者の人権あんしん相談」強化週間を同年度は9月4日から同月10日にかけて実施し、相談体制の充実を図っている。さらに、外国人からの人権相談について、同年4月に6か国語（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語）に対応した「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に拡大して設置するとともに、外国語に対応した専用電話「外国語人権相談ダイヤル」（同

月から前記6か国語に対応）及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語・中国語に対応）を開設し、相談体制の充実を図っている。

なお、同年中における犯罪被害者等からの相談件数は149件であった。

また、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各

種啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、弁護士会等との連携の下、各都道府県において、犯罪被害者支援の経験や理解のある複数の女性の弁護士を確保している。30年3月末現在、女性の弁護士数は849人である。

（文部科学省における取組は、P26【施策番号55】参照）

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

### (1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

#### 【施策番号210】

内閣府大臣官房政府広報室においては、警察庁と連携し、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成29年1月、「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した（内閣府ウェブ

サイト「世論調査」：<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>）。

また、犯罪被害者等が置かれている状況を把握し、今後の犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討に資するため、30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施した（P85コラム16「犯罪被害類型別調査」参照）。

### コラム16

#### 犯罪被害類型別調査

警察庁では、第3次基本計画に基づき、被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況について調査を実施し、犯罪等被害が心身の健康状態に及ぼす影響、主観的な回復状況とその要因に関する認識等を把握し、各府省庁の施策の企画・立案等に反映させることを目的として、平成29年度に犯罪被害類型別調査を実施したところ、その結果の概要については、次のとおりである（詳細については、警察庁ウェブサイト「平成29年度犯罪被害類型別調査」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>)参照)。

#### 1 警察への通報状況

警察へ通報した者の割合については、交通事故が91.1%で最も高く、次いで殺人・殺人未遂又は傷害等の暴力被害（以下「殺人・傷害」という。）が48.8%で高くなっている一方、児童虐待は5.0%、配偶者からの暴力は9.6%、性的な被害は20.1%で低くなっている。

また、被害時の年齢が上がるほど、警察へ通報した者の割合が高まる傾向がみられる。

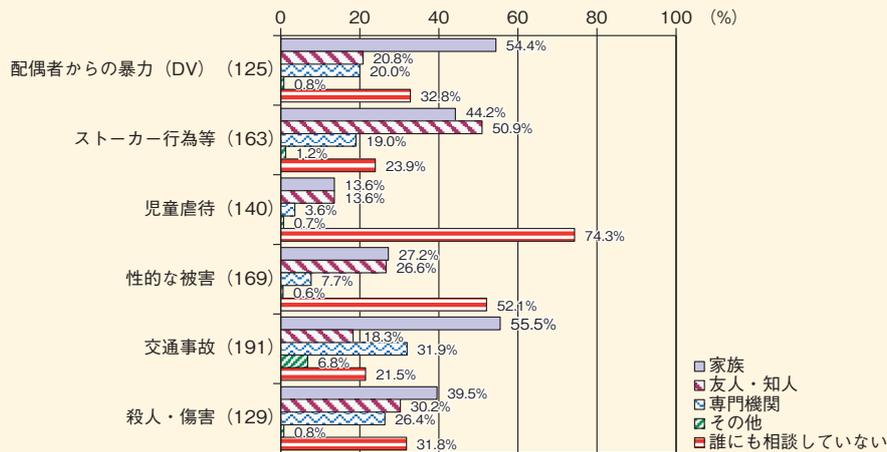
## 2 相談相手・機関

被害に遭った際の相談状況については、「どこにも（誰にも）相談していない」との回答比率は、児童虐待が74.3%、性的な被害が52.1%で高くなっている一方、交通事故は21.5%、ストーカー行為等は23.9%で低くなっている。

また、相談相手・機関については、全ての被害類型で「母」との回答比率が最も高く、配偶者からの暴力及び交通事故では「家族」が、ストーカー行為等及び殺人・傷害では「家族」及び「友人・知人」が、それぞれ高くなっている。

さらに、交通事故及び殺人・傷害では、警察等の「専門機関」も高くなっている。

最初に相談した相手・機関（複数回答）



## 3 通報・相談までに要した期間

被害に遭ってから最初に通報・相談するまでに要した期間の回答比率については、交通事故、性的な被害及び殺人・傷害では「1時間未満」及び「1時間以上1日未満」が高い一方、ストーカー行為等では「1か月以上6か月未満」が、児童虐待では「3年以上」が、それぞれ高くなっている。

## 4 相談しなかった理由

「どこにも（誰にも）相談していない」理由の回答比率については、配偶者からの暴力では「他人に知られたくなかった」(47.5%)及び「おおごとにしたくなかった」(47.5%)が、ストーカー行為等では「どこに相談すればよいかわからなかった」(23.7%)及び「相談するほどのことではないと思った」(23.7%)が、児童虐待では「低年齢であったため、相談することを思い至らなかった」(73.1%)が、性的な被害では「他人に知られたくなかった」(29.5%)が、交通事故及び殺人・傷害では「特に理由はない」(それぞれ24.4%、27.5%)が、それぞれ高くなっている。

## 5 相談しやすくなるための条件

相談しやすくなるための条件の回答比率については、警察に対しては「周りの人に知られずに相談できること」が、自治体や民間の相談機関・団体に対しては「周りの人に知られずに相談できること」及び「無料で相談できること」が、それぞれ高くなっている。

警察庁では、本調査の結果も踏まえ、第3次基本計画に基づき、引き続き、関係府省庁と連携しながら、適切な犯罪被害者等施策の推進に努めることとしている。

## (2) 暴力の被害実態等の調査の実施

### 【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者からの暴力の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成29年度は、刑法の改正等を踏まえ、性交等を強いられた経験について女性のみでなく男性も調査対象とするなど、調査対象及び調査項目の見直しを行った上で実施した（P87コラム17「性犯罪・性暴力被害者の置かれている状況」参照）（これまで

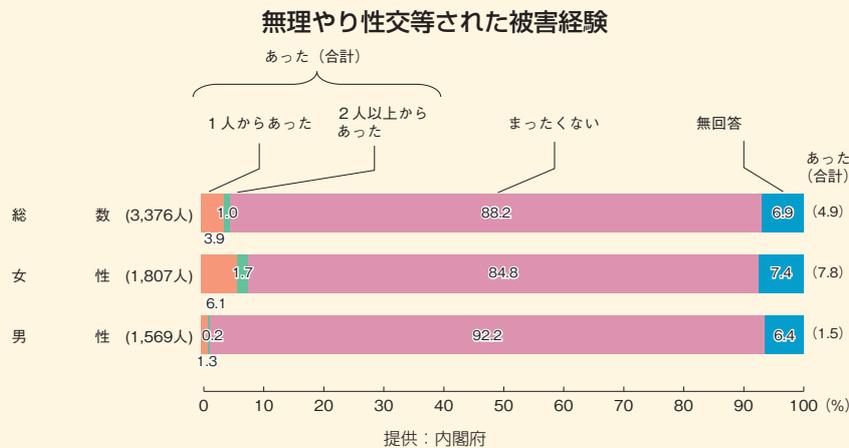
行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト（[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)）を参照）。

また、若年層における性的な暴力の被害者支援の充実に向けて、被害事例の収集等を通して被害の実態や被害者支援状況等を把握するとともに、被害者のニーズに即した効果的な相談・支援の在り方等について検討を行った。

## コラム17

### 性犯罪・性暴力被害者の置かれている状況

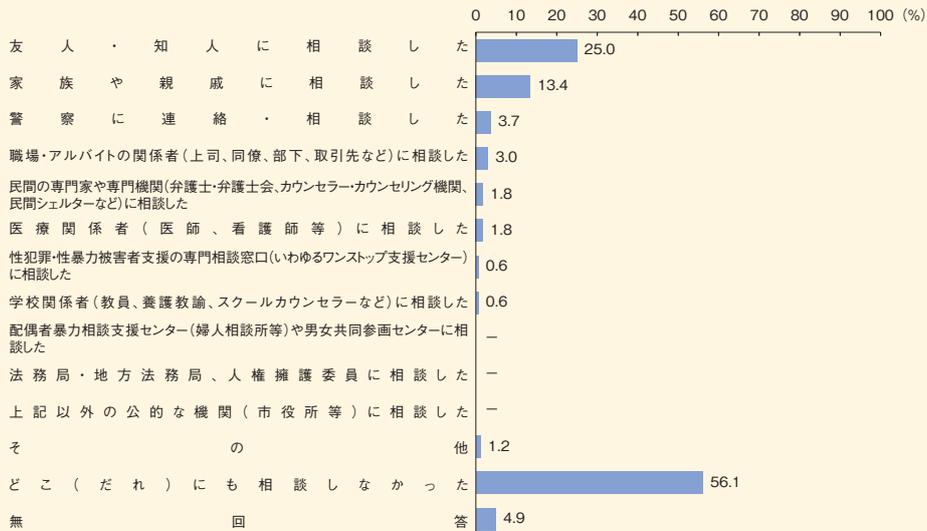
平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によれば、「無理やり性交等された被害経験」を有する者は、回答者総数の4.9%を占めており、これを男女別で見ると、女性は7.8%、男性は1.5%であった。



「無理やり性交等された被害経験」を有する者のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」者が56.1%を占めており、その相談しなかった理由の回答比率については、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が52.2%と最も高く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が28.3%、「思い出したくなかったから」が22.8%であった。

一方、「相談した」者が39.0%を占めており、その相談先の回答比率については、「友人・知人」が25.0%と最も高く、次いで「家族や親戚」が13.4%、「警察」が3.7%であった。

無理やり性交等された被害の相談先（複数回答）



提供：内閣府

相談しなかった理由（複数回答）



提供：内閣府

### (3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

#### 【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、犯罪による被害の統計や、刑事手続における被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を公表している（法務省ウェブサイト：[http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_hakusho2.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html)）。

また、平成30年度から、第5回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、31年度にかけてそ

の結果を分析すること等を予定している。

### (4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

#### 【施策番号213】

厚生労働省においては、平成17年度から厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3か年計画で行い、19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のた

めの地域精神保健福祉活動の手引」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/Shiryo\_tebikizenbun.pdf)を精神保健福祉センターに配布した。また、同年度から厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3か年計画で行い、それを踏まえて、23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を3か年計画で実施しており、24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン(25年2月15日初版)」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/kyusei.html)を作成した。さらに、25年度には、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。これらのガイドラインやパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)に掲載されている。

#### (5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

##### 【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止に関する必要な調査研究を実施しており、平成29年度は、「児童虐待の地域及び国際比較のためのデータベース構築に関する調査研究」、「児童相談所及び市町村に対する警察からの児童虐待通告等の実態把握のための調査研究」等を実施した。

#### (6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

##### 【施策番号215】

P42【施策番号98】参照

#### (7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

##### 【施策番号216】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習(カウンセリング技術専科等)を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

#### (8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

##### 【施策番号217】

ア P43【施策番号103】参照

##### 【施策番号218】

イ P42【施策番号101、102】参照

#### (9) 学校における相談対応能力の向上等

##### 【施策番号219】

P26【施策番号55】参照

#### (10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

##### 【施策番号220】

厚生労働省においては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)において行われる、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行うとともに、児童福祉法等改正法により改正された児童福祉法に基づき、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これらの職員の資質の向上を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

P66 【施策番号164】 参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている（P90、P91【施策番号224、225】参照）。

また、文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、当該団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等を依頼された際には、協力を行うこととしている。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号223】

法テラスにおいては、ウェブサイト

(<https://www.houterasu.or.jp/>)において、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等の情報を提供するとともに、法制度情報を検索することができるページを設けて情報提供に努めている。

また、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口へ、当該関係機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、当該窓口から「法テラス・サポートダイヤル」（以下「コールセンター」という。）や全国の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っている。

さらに、弁護士会等との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会及び意見交換会並びに犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会等を実施している。

### ③ 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

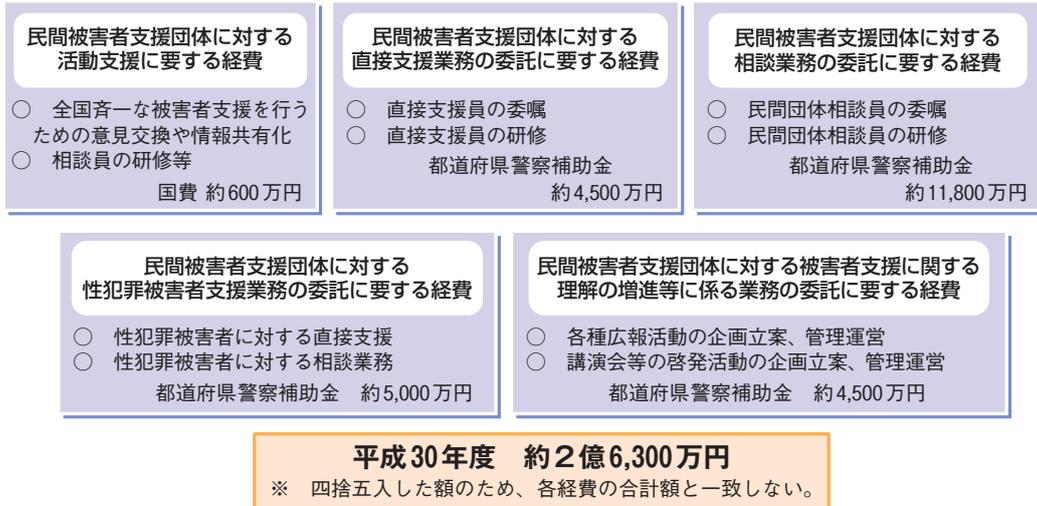
(1) 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

ア 警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援

業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助に努めている。

## 国による民間被害者支援団体に対する財政援助



## 民間被害者支援団体等

厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成29年11月には「第20回児童虐待防止対策協議会」を開催し、児童虐待防止対策に係る府省庁及び団体の間で、連携強化や更なる対策の充実を図るため、児童虐待防止に向けた取組状況に係る情報交換等を行った。

さらに、児童福祉法改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

## 【施策番号225】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童、生徒及び学生への民間の団体による支援について、広報や講師の手配・派遣、会場の借上げ等の協力等の要請がなされた際に支援を行った場合は、支援事例を広報することで、民間の団体への支援の充実を図ることとしている。

## (2) 預保納付金の活用

## 【施策番号226】

P13 【施策番号18】 参照

## (3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

## 【施策番号227】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものによっては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援している。平成29年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2017」の開催に際して後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信しており、関係省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

#### (4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

##### 【施策番号228】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>)、警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」(<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>)等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている。

また、平成29年度には、内閣府大臣官房政府広報室と連携し、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」と題する記事 (<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>) を掲載したほか、政府インターネットテレビに「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する番組 (<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16427.html>) を公開し、その中で、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解促進を図っている。

#### (5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

##### 【施策番号229】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正され、NPO法人の迅速な設立に資するため、認証申請書類の縦覧期間の短縮等が行われ、29年4月から一部を除いて施行された。また、「内閣府NPOホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)等で、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含めた市民活動に関する情報の提供を行っている。

#### (6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

##### 【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体(P178基礎資料6参照)の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上で当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号231】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団

体を指定（平成30年4月現在、47団体）しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言を行うなど適切な指導を行っている。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定

